

平成29年度第1回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議会議録

日時 平成29年8月29日(火)
午後2時から午後2時50分まで
場所 一宮保健所 4階 大会議室

発 言 者	発 言 内 容
<p>事務局 (一宮保健所次長)</p>	<p>定刻になりましたので、ただ今から、平成29年度第1回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議を開催させていただきます。</p> <p>私は、会議の進行を務めさせていただきます一宮保健所次長の原と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>開会にあたりまして、一宮保健所長澁谷からごあいさつ申し上げます。</p>
<p>事務局 (一宮保健所所長)</p>	<p>一宮保健所長の澁谷でございます。開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>本日は皆様には、大変お忙しい中、第1回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また日頃は皆様にはそれぞれのお立場で健康福祉行政の推進に格別のご理解とご支援をいただきまして、誠にありがとうございます。重ねて厚くお礼を申し上げます。</p> <p>さて、この圏域会議ですが愛知県地域保健医療計画に定める、尾張西部医療圏における保健・医療・福祉に関する施策について、円滑かつ効果的に実施するためにご意見をいただきますとともに、関係者の皆様方と更なる連携を図ることを目的といたしまして、年2回開催をしているものでございます。</p> <p>本日は、お手元の会議次第のとおり、一つの議題と三つの報告事項を用意させていただいております。議題の尾張西部医療圏保健医療計画の見直しにつきましては、これまで医療計画策定委員会を3月、7月、8月に開催をいたしまして、構成委員の皆様からご意見をいただき、作成してきたものでございます。</p> <p>本日の圏域会議における議論の結果を踏まえまして、県へ提出することとなります。また、報告事項につきましては、第7期愛知県高齢者健康福祉計画の策定、介護保険、</p>

<p>事務局 (一宮保健所次長)</p>	<p>介護保険施設等の整備計画の公募結果、病床整備計画の3点でございます。地域の誰もがより健康で安心して暮らせる社会の実現を目指して皆様方のご協力をいただきたいと思いますので、限られた時間ではございますが、活発で忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。</p> <p>本日はよろしくお願いいたします。</p> <p>次に資料の確認をさせていただきます。事前にお送りさせていただいております、会議次第、出席者名簿、配席図、配席図でございますけれども、修正事項がございましたので、机上にお配りしております。差し替えをお願いいたします。</p> <p>資料は、資料1から資料6まで、資料番号のない、第5期愛知県障害福祉計画、水色の一宮保健所事業概要、開催要領でございます。</p> <p>不足しているものがございましたら、お知らせいただくようお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。ありがとうございます。</p>
<p>事務局 (一宮保健所次長)</p>	<p>なお、本日ご出席いただきました皆様方をご紹介するのが本意でございますけれども、時間の関係からお手元の名簿と配席図にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>また、本日は傍聴者が5名お見えになっております。会議に入らせていただきますけれども、会議の傍聴につきましては、お手元の傍聴心得を遵守していただきますようによろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 (一宮保健所次長)</p>	<p>次に議長の選出でございます。本会議の議長につきましては、開催要領第4条の2項により出席者の互選により決定することとなっております。</p> <p>特にご意見がなければ一宮市医師会長の野村様にお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。</p> <p>(異議なしの発言あり)</p>

<p>事務局 (一宮保健所次長)</p>	<p>それでは出席者の皆様の総意といたしまして、一宮市医師会長の野村様に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま議長としてご指名をいただきました、野村でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速ですが、これから議事に入りますが、その前に本日の会議の公開、非公開の取り扱いについて、事務局の方からお願いいたします。</p>
<p>事務局 (一宮保健所次長)</p>	<p>当会議は開催要領第5条第1項によりまして、原則公開となっております。</p> <p>従いまして全て公開で行いたいと思います。</p> <p>また、本日の会議での発言内容、発言者名につきましては、後日、愛知県のホームページに会議録として掲載させていただくこととしておりますので、あらかじめご承知おきくださるようお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは議題に入ります。尾張西部医療圏保健医療計画の見直しについて、事務局の方から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (一宮保健所次長)</p>	<p>それでは、尾張西部医療圏保健医療計画の見直しについて、説明をさせていただきます。</p> <p>まず資料1をご覧ください。</p> <p>資料の左側1、愛知県地域医療計画についてでございます。医療法の規程に基づきまして、県の保健医療対策の今後の基本方針を示すもので、様々な保健医療サービスを適正に提供することができる体制作りを目的とした計画でございます。過去7回の見直しを経まして、現在の計画となっておりますが、この計画を見直し、平成30年3月に公示する予定でございます。この計画の別冊としまして、2次医療圏単位に医療圏保健医療計画が作成されますので、この中で、当圏域では、尾張西部医療圏保健医療計画を作成するものでございます。次にその尾張医療圏保健医療計画についてでございますけれども、これにつきましては、平成4年に策定された以後、内容の見直しを重ねておりますけれども、現計画につきましては、平成29年度までとなっております。</p>

今回は、国において「医療提供体制の確保に関する基本方針」の一部改正、「医療計画作成指針」の全面改正等が本年3月に行われました。これを受けまして、県の方の医療計画とともに、この圏域での医療計画につきましても、見直しまして、新たな計画を策定するもので、計画期間は来年度、平成30年度から平成35年度までの6年間となっております。

3としまして、尾張西部医療圏医療計画策定委員会についてでございますけども、本年2月23日に開催されました前回のこの圏域会議で、設置を承認されまして、その後3回の会議を実施させていただいております。

(1)として、構成員につきましては、記載のとおりでございます。各市の三師会の会長様、各病院長様、各市の部長様をお願いをいたしております。右の方に参りまして、会議の開催状況でございます。先程、所長からもお話がありましたとおり、3回開催してございまして、1回目で委員長を野村一宮市医師会長をお願いいたしまして、その後、7月、8月と議論をしていただいて、試案を策定をしていただいたところでございます。

4としまして、新しい医療計画案につきましてでございます。(1)の体系としましては、前回同様、全11章からなるものでございます。

なお、地域医療構想につきましては、平成28年10月に愛知県地域医療構想が策定されたところでございますので、今回のこの圏域の医療計画には章建てをしておりませんが、県計画の別冊として製作をしております。

5の一番下のところ今後の予定でございます。右側が圏域の計画になっております。その8月のところ、8月29日の本日でございます。この会議で原案を検討していただきまして、その結果を踏まえ、県の方へ提出して参ります。県の方でこれを取りまとめまして、11月から医療体制部会、医療審議会、その後、市町村、県三師会等への意見照会、パブリックコメントがございまして、修正がございましたら、来年1月にもう一度、医療計画策定委員会をしまして、最終的に2月に開催します、この圏域保健医療福祉推進会議におきまして、最終的にご検討いただきたいと思っております。

なお、今回の見直しにつきましては、介護保険事業計画との整合性を確保することとなっておりますが、国からの

方針通知の遅れもあり、現在のところ県の方からその調整方法等はまだ示されておりませんので、今後、具体的な協議方法等が決まりましたら、また、調整して参りたいと思っております。

続きまして、計画について、説明をさせていただきます。

資料3は、今回、計画策定委員会で修正をしていただきました、新しい計画案でございます。この改正点につきまして、ポイントをまとめたものが資料2でございます。本日は、主にこちらの資料2で、今回の見直し箇所のポイントを説明させていただきます。

それでは資料2の方をご覧ください。これは左側に目次項目が載っておりまして、右側にそれに対する主な見直し点を記載しております。

まず、第1章の地域の概況でございますけれども、これは計画の前提となるこの地域の現状を取りまとめたもので、地勢、交通、人口、保健・医療施設について、最新のデータを基に時点の修正を行っております。

次に第2章につきましては、主な疾患等に対する医療提供の目標を掲げたものでございます。

第1節、がん対策でございます。AYA世代といわれます思春期、若年成人に対しまして、個々の患者の状況に応じた多様なニーズに対応した情報の提供や、患者が治療と仕事、学業等が両立できる両立支援、就労継続支援などの取り組みについて、情報提供等に努める旨を新たに記載しております。その他体系図について、今後、重要度が高まります在宅医療につきまして、その連携について修正しております。

次に第2節、脳卒中对策でございます。こちらは、主に時点修正でございます。これも体系図について修正しております。ここで体系図の修正について、ご説明をさせていただきます。

資料3の18ページをお願いいたします。

これは脳卒中の医療連携の体系を図にしたものです。一番上のところでございますけれども、県民と書いてあります。県民が救急搬送され、急性期には、救急救命医療機関で治療を受けます。その後、中ほどに参りまして、回復期には、リハビリテーション機能を有する医療機関で早期改善のために、リハビリ治療を受けます。その後、退院となりましたら、一番下、必要に応じて在宅医療ということで、

住み慣れた地域でまた自宅での生活の中で継続的に医療の提供を受けるということでございます。今後、患者の高齢化の中で、この在宅医療は介護等の連携が非常に重要となっております。

この図では、在宅医療を取り囲む形で、その連携を示しております。左からかかりつけ歯科医でも、口腔ケア等、次のかかりつけ薬局は、訪問薬剤管理指導、そして、連携の中心となります、かかりつけ医の療養指導、訪問看護ステーションの訪問看護、地域包括支援センター等の訪問介護、その他に栄養士等、様々な職種の支援を表しております。

なお、これは脳卒中の体系図でございますけれども、他の疾患等につきましても、今回特に、在宅医療に関しましては、重点的に体系図を見直しまして、連携強化を図っていくよう修正をしております。

それでは、資料2の方にお戻りください。

資料2の第3節、心筋梗塞等の心血管疾患対策でございます。

こちらは、従来は急性心筋梗塞に限った対策でしたが、今回は広く他の心血管疾患を含めた対策としております。

次に第4節、糖尿病対策でございます。当圏域では特定検診等の結果、治療中の方の割合が高く、やや高くなっておりますので、予防として早期の生活改善の指導等が重要となります。このため、発生予防また重症化予防について、市と保険者等の情報共有や協力連携体制の構築を更に進める旨を記述しております。この他、糖尿病患者数の数値を最新の値とし、血糖値の指標を国際比較可能な値と直しました。また、体系図では安定期から再度重症化する場合も想定したものを修正しております。

裏のページの方に参ります。

第5節精神保健医療対策でございます。

こちらは全面的に修正をいたしております。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、また多様な精神疾患に対しまして、例えば統合失調症、うつ病、認知症等のそれぞれの疾患に対応する医療連携体制の構築について、記述するよう改めております。

次に第6節の歯科保健医療対策ですが、地域包括ケアシステムにおいて、医療介護等、他職種の連携による口腔ケア支援体制の整備について、記述しております。

次の第3章の救急医療対策は、主に時点修正となっております。

その次の第4章、災害医療対策でございますが、災害発生時の初動体制の確立を図るため、一昨年度にこの圏域の医療救護活動計画を作成しましたが、これに基づき訓練医療体制の整備を図る旨を記述しております。

また、災害拠点病院において、BCP業務継続計画の考え方に基づいた災害マニュアルを作成することについて、記述しております。更に災害時におけるDPAT災害派遣精神医療チームのことでございます。DPATの医療提供体制の充実、大規模災害が発生した場合の医療チームの派遣要請や配置調整などのコーディネート機能が十分に発揮されるような連携体制の充実について記述しております。

次に第5章、周産期医療対策ですが、まず、県周産期医療体制整備計画は、県地域保健医療計画に一本化して計画を策定することとなりました。今回のこの圏域の計画の修正では、特に災害時における周産期医療体制の構築や精神疾患を有する母体に対応するため、総合周産期母子医療センターと地域の精神科医療施設との連携体制の構築について、記述しております。

次に第6章、小児医療対策でございます。小児重症患者に対しましては、小児救命救急センターである県あいち小児保健医療総合センターやPICU小児集中治療室を有する医療機関について、連携強化について、記述しております。

次のページをお願いします。

第7章、在宅医療対策でございます。地域包括ケアシステムの確立に向けて、多職種連携の推進や在宅医療に係る医療需要に対して、県や市の医療・介護担当者等の関係者による顔の見える関係の構築、仕組み作りについて記述しております。

次に第8章、病診連携等推進対策でございます。これは時点修正でございます。

次に第9章、高齢者保健医療福祉対策でございます。地域包括ケアシステムの確立に向けて、特に認知症対策や誤嚥性肺炎防止のための口腔ケア管理体制の整備について記述しております。

次に第10章、薬局の機能強化等推進体制でございます。患者のための薬局のビジョンに基づき、全面改訂しておりますが、これは薬局が地域における医療提供施設としての機能を十分に発揮できるよう、かかりつけ薬局の推進を一

	<p>層進めていくことを記述しております。</p> <p>そして、最後の第 11 章、健康危機管理対策ですが、これは主に時点修正でございます。</p> <p>以上が、今回、策定委員会で見直し修正をいたしました尾張西部医療圏保健医療計画の試案の説明でございます。</p> <p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>それでは、この尾張西部医療圏保健医療計画の見直しについてですが、原案を県へ提出するにあたり、本日の試案を原案に修正して提出していくこととなります。</p> <p>これからは、この原案のための修正については、議長一任とさせていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの発言あり)</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、修正につきましては、議長一任とさせていただきます。</p> <p>何か他にご意見等ございますでしょうか。</p> <p>それでは、これをもちまして、議題を終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告事項の方に行かせていただきます。</p> <p>1 番、第 7 期愛知県高齢者健康福祉計画の策定について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (高齢福祉課課長補佐)</p>	<p>愛知県庁高齢福祉課の中西でございます。</p> <p>本日お集まりの皆様方におかれましては、日ごろより本県の高齢者福祉施策に対しまして、格別なるご理解、ご協力を賜りまして、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。</p> <p>本日は、私どもの方で、今年度策定の方いたします第 7 期愛知県高齢者健康福祉計画につきまして、その概要を簡単ではありますが説明させていただきます。</p> <p>資料については、資料 4 をご覧ください。</p> <p>資料 4 まず左側から、1 策定の目的等でございます。</p> <p>この計画につきましては、本県の総合的な高齢者の保健福祉の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るため、老人</p>

福祉法に基づきます老人福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業支援計画、この2つの法定計画を一体的に策定するものでございまして、これを本県では高齢者健康福祉計画という名称とさせていただいているところです。計画期間につきましては、法の定めによりまして、3年間となっております。現行の第6期計画が今年度、平成29年度で終了いたしますので、今年度中に来年度、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間といたします。第7期計画を策定いたします。

この計画の策定にあたりましては、国が定めてまいります基本指針に即しまして、また、各市町村においても、県と同様に第7期の介護保険事業計画を策定いただきますので、その市町村計画とも整合させつつ、介護保険サービス毎の利用見込み量や介護保険施設の整備目標を定めて参ります。

本日のこの後でご報告の方がございますけども、特別養護老人ホームを始めといたします介護保険施設の整備が、この圏域内において予定されたというか、希望がありました場合には、また、こちらの圏域会議の方でもちまして、お諮りさせていただくということになりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、2、第7期計画の位置付けでございます。

現行の第6期計画以降の計画につきましては、地域包括ケア計画と位置付けられておりまして、いわゆる団塊の世代といわれる方々が、75歳以上となる2025年、平成37年に向けて各計画期間を通じて、段階的に地域包括ケアシステムを構築していくものとされております。

第7期計画、この期間におきましては、第6期、今期までに開始いたしました医療介護の連携などの取り組みの状況を踏まえつつ、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムの深化、推進のために保険者機能の強化等の取り組みを進めていくこととしております。

続きまして3番で、先程申しましたように国で示されました基本指針の見直しの主なポイントで、新たに位置付けられた、また、もしくは内容の拡充がありましたものの中で、主なものを3点程ご説明させていただきます。

まず(1)といたしまして、高齢者の自立支援や重度化防止への取り組み及び取り組みに対する支援についてでございます。

本年 6 月に介護保険法の方が、一部改正がございました。その一部改正によりまして、今後、各市町村においては、いわゆる PDCA サイクルを活用して、高齢者の自立支援や重度化防止に取り組むこととなりました。具体的なイメージは、右の方の上の方に、図を掲載させていただきましたので、そちらを見ていただければと思いますけども、まず、各地域、市町村におきましては、各種の統計データ等に基づきまして、地域課題を分析していただいて、その地域課題に沿った形で、取り組みの内容、その目標というようなものを今回定めていく介護保険事業計画、県でいうところの介護保険事業支援計画というようなところにきちんと定めていく。その定めたものに沿って、その計画期間中に、様々な取り組みを進めていただいて、期間終了後には、その取り組み状況について、実績を評価、公表をしていただくというようなものでございます。

県におきましては、そういった市町村の取り組みが、きちんと進んでいくよう、先進事例の収集、情報提供や職員に対する研修の実施などで、市町村の取り組みの支援を定めて参りたいと考えております。

続きまして、(2) 地域ケア会議の推進でございます。

高齢者の個別事例の検討や支援を通じまして、多職種協働によるネットワークの構築や地域課題の把握等を進めていく地域ケア会議につきまして、従来から取り組みの方は、進めているところではございますが、今回は、その更なる推進を図るということで、指針に新たに位置付けられたところでございます。

(3) 番、医療計画との整合性の確保でございますが、地域包括ケアシステム構築のための在宅医療と介護の連携につきましても、既に各々の地域において、進めていただいているところでございますけども、今回のこの第 7 期の計画から、先程も議題として、ご説明がございましたけども、医療計画の改定と同時改定という形になります。

それとですね、今回から医療計画の改定のサイクルが、変わったということもありますので、今回の計画からは、医療と介護の計画の見直しのタイミングが、一致するというところでございますので、これまで以上に医療と介護をきちんと整合性を持って進めていくというようなところで、医療計画と介護保険の計画との整合性の確保をきちんと取っていかうというようなところが、新たに位置付けられ

たというところでございます。

続きまして4番、計画の策定体制でございます。

計画の策定にあたりましては、名古屋大学の松尾総長様を委員長といたします、愛知県高齢者健康福祉計画策定検討委員会を設置させていただきまして、そちらの委員会で、様々なご意見の方を賜りながら、策定を進めていくこととしております。

最後に、5番といたしまして、策定のスケジュールでございます。

去る8月9日に、ただいまご説明の方いたしました、第1回の策定検討委員会を開催させていただきました。

1回目の策定検討委員会におきましては、計画の基本理念や基本目標というところについて、ご意見をいただきまして、先程申しましたとおり、第7期計画自体の位置付けが、第6期計画に引き続いて、2025年に向けて進めていくというところがございますので、基本理念、基本目標については、第6期計画のものを、そのまま踏襲していくというようなところで、ご理解、ご承認の方、いただいたところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、市町村でも、同じような形で、市町村計画を作っていただいているところがございますので、市町村計画の取りまとめや、また、その市町村様の今後の整備予定などのヒアリングなどさせていただきながら、市町村計画との調整を行い、県の施策や目標などの取りまとめた計画素案を12月下旬に取りまとめまして、第2回の策定検討委員会にかけさせていただきます。年明けて1月からは、その案を用いまして、パブリックコメントを実施させていただいて、その意見も加味したものを、3月中旬に開催いたします第3回の策定検討委員会で、諮らせていただきましたうえで、3月の下旬に計画を最終的に決定、公表させていくという予定とさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

<p style="text-align: center;">事務局 (尾張福祉相談センター次長)</p>	<p>それでは続きまして、報告事項の2、介護保険施設等の整備計画の公募結果について、事務局の方から、説明をお願いいたします。</p> <p>尾張福祉相談センター次長の猿渡でございます。 日頃は福祉行政の推進に格別のご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。この場をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。</p> <p>報告事項2でございますが、介護保険施設等の整備計画の公募結果について、ご報告させていただきます。 資料5をご覧ください。</p> <p>平成28年度の第1回のこの圏域会議で承認されました、一宮市と稲沢市における介護老人福祉施設の整備について、公募によりまして、事業者選定が行われました結果、事業者が、決定されましたので、ご報告をさせていただきます。</p> <p>まず、一宮市におきます公募結果でございますが、法人は一宮市内に本部がございます、介護老人福祉施設、短期入所生活介護、通所介護、居宅介護支援等を運営しております社会福祉法人春岡会で、整備予定地は、一宮市奥町地内、整備予定定員は、100名、開所予定は、平成31年9月でございます。</p> <p>続きまして、下の段でございますが、稲沢市におきます公募結果でございます。法人は小牧市内に本部があり、介護老人福祉施設、短期入所生活介護、通所介護、居宅介護支援等を運営しております、社会福祉法人白寿苑でございます。整備予定地は、稲沢市次郎丸元町地内、整備予定定員は、100名、開所予定は、平成31年4月でございます。</p> <p>この2点が決定いたしましたので、ご報告させていただきます。以上です。</p>
<p style="text-align: center;">議長</p> <p style="text-align: center;">総合大雄会病院・ 社会医療法人大雄会理事長</p>	<p>ただいまの説明について、ご意見等ございますでしょうか。</p> <p>社会医療法人大雄会の伊藤でございます。 公募事業に関するお尋ねではないですが、ここの部分に資料がなかったようなのでお尋ねしますが、介護保険施設の整備の状況、それから、今、定数がどれくらいあるかと</p>

事務局
(尾張福祉相談センター次長)

ということ、今後、新規でどれくらい予定をされているのかということについて、教えていただきたい。

と言いますのは、来年度から医療介護院が実施されるわけですが、これに関しましては、医療療養、介護療養病床、それから老人保健施設も含めて、医療介護院に移行することになるようでして、そうなりますと、それも加味した形でその介護保険施設が整備計画にのっているかどうかということ、それから、少し前に特別養護老人ホームを含めての入所対象者が要介護 3 以上に変更されてから、待機状況が随分変わったというような話を聞いております。この辺の現状が分かれば教えていただきたいと思っております。

まず、現在のところの整備状況でございますけれども、特別養護老人ホーム、それから老健、それから特定施設の順に申し上げますと、特別養護老人ホームにつきましては、平成 29 年度の整備目標が、尾張西部の場合、2,030 ございます。

それで現在のところの定員総数が 2,030 でございますので、平成 29 年度の枠といいますか、これについては、残りは 0 でございます。

それから老健につきましては、平成 29 年度の整備目標が 1,205 それに対して、定員総数が 1,185 でございます。

ですから 20、平成 29 年度の段階で余っているということです。

それから特定施設でございますけれども、混合型の特定施設、入居者生活介護につきましては、平成 29 年度の整備目標が 550 です。

それに対して、現在のところの定員総数が 392 ございます。

差し引きしまして、枠として、混合型の特定施設につきましては、158 余りがあるということでございます。

とりあえず、平成 29 年度の整備目標というのが、第 6 期の計画で決まっておりますので、今後、来年度以降につきましては、現在、本年度、先程説明がございました、第 7 期の計画で、その枠自体の設定がされるということになりますので、その枠の設定の中で整備計画が立てられるものというふうに考えていただければ良いと思っております。

事務局
(高齢福祉課課長補佐)

高齢福祉課の中西でございます。

ただいまご質問がありました中で、いわゆる介護医療院の位置付けについてでございますが、今、お話の中で療養型医療施設のみならず、老健やそういったものも含めて、いわゆる転換を進めていくというようなお話の方ございましたけども、今、現状、考えられておる物につきましては、とりあえず、介護療養型の医療施設、こちらの方ですが、本来であれば、今年度末をもって全廃というような予定であったものが、なかなかその受け皿が進まないというようなところもございまして、また改めて6年間の猶予ということが決定されたところでございますけども、あくまで介護療養型の医療施設につきましては、廃止の方向ということでございますので、その転換先というような形に位置付けというようなところが、まず第1番でございます。もちろん、特別養護老人ホームであったり、介護老人保健施設からの転換が認められないということではございませんけども、計画上の位置付けといたしましては、まずは、介護療養型からの転換ということを第1番に考えていくというような形の位置付けになるかというふうに考えます。

それから、特別養護老人ホームのいわゆる入所対象者が要介護3以上になったことにつきまして、いわゆる待機者の状況についてというご質問がございました。

待機者の状況につきましては、計画の策定に合わせまして、3年毎に私ども県庁高齢福祉課の方で調査の方させていただいております。その調査結果の方も公表させていただきましたが、愛知県におきましては、特別養護老人ホームの入所対象となる方が、中重度の方を中心という風に考えておりましたので、元々、要介護3から5の方というような形で、公表の方させていただいておりました。手元に資料がないので、細かい数字がひよっとしたら間違っているかもしれませんが、今年度、平成29年4月1日現在をもちまして、愛知県内における要介護3から5の方での特別養護老人ホームの待機状況につきましては、7,339人というような数字でございました。3年前はですね、確か7,285名程度だったと思いますので、数としては概ね横ばいということでございました。ただお話ございましたように要介護1、2の方については、元々、対象外になってしまったというところもあって、今回の調査におきまして

は、あくまでそういった 1、2 の方を入所申込者としてカウントしている場合については教えてください、という形になってしまったものですから、なかなか、そのあたりで比較できる数字にはならないんですけど、私どもの方にあがってきている数字は、相当に前回よりも小さい数字になっている、というようなところでございますので、1、2 の方につきましては、待機については、大幅に減少しているという状況かと思われます。以上でございます。

議長

その他よろしいでしょうか。

それでは、続きまして報告事項の 3 です。

病床整備計画について、説明をお願いいたします。

事務局
(一宮保健所課長補佐)

一宮保健所の総務企画課課長補佐の石川でございます。それでは報告事項 (3) の病床整備計画について、説明をさせていただきます。

病床整備計画に関する取り扱いにつきましては、国から平成 29 年 6 月 23 日付けで、地域医療構想を踏まえた病床の整備にあたり、都道府県が留意すべき事項というものが通知されました。それを受けまして、平成 29 年 7 月 7 日に開催されました、愛知県医療審議会の医療体制部会におきまして、審議をされました。その審議結果を踏まえまして、平成 29 年度の病床整備計画の取り扱いが変更をされたところでございます。

主な変更点は、3 点ありまして、一つ目は、今年度につきましては、病床整備計画の受け付けを年 1 回とすること。

二つ目は無菌病室、集中治療室、心臓病専門病室、その病室について、専ら当該病室の病床に収容された者が利用する他の病床が、同一病院または、診療所内に別途確保されているものを既存病床数として算定すること。

三つ目は、医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項の適用に関する事務処理要領第 2 及び第 3 に掲げる、留意事項の適用に異議がない計画を除く、全ての病床整備計画について、地域医療構想推進委員会で意見を聞くこととする。

この場合に、計画者に、推進委員会への出席を求めて、計画者から説明を踏まえた協議を行うとする。という 3 点でございます。

それでは資料 6 の方をご覧くださいませでしょうか。

表の説明をさせていただきます。

右側の比較参考の表を、まずご覧いただけますでしょうか。

表中冒頭に、基準病床数及び既存病床数がございます。

表の表側の方に病床種別がありまして、一般病床及び療養病床がございます。

医療計画の単位となる医療圏としましては、県内 12 区域が定められておりまして、ここは尾張西部医療圏になります。

次に基準病床数につきましては、その地域にどの程度の病床を整備すべきか。その整備目標として、省令で定められた算定式に基づき、医療圏毎に算定されております。こちらが変更前の算定式で計算した場合の平成 29 年 3 月 31 日現在の既存病床数になります。尾張西部医療圏を見ていただくと、基準病床数が 3,676 と、でカッコの方が承認済みの病床数ですので、既存病床数が 3,636。差し引き 40 ということで、まだ増床可能な病床数があるということなのですが、左側の表をご覧ください。

左側の表は、今回変更になった算定式で計算した平成 29 年 3 月 31 日現在の既存病床数等になります。

変更後の一般病床数及び療養病床数の基準病床は 3,676 床で変わりませんが、既存病床数が、下のカッコのところ、3,691 床となりまして、マイナス 15 ということになりました。病院・診療所の病床整備につきましては、この基準病床数で既存病床数に基づき、整備することになっており、現在、ここ尾張西部医療圏におきましては、15 床の過剰ということになりまして、今年度は、病床整備計画の受け付けをすることができない医療圏となっております。

以上、整備計画についての報告を終わらせていただきます。

議長

ただいまの説明について、ご意見はございますでしょうか。

あるいは、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

これで予定の議題は終了いたしました。事務局の方、その他何かございますか。

<p>事務局 (一宮保健所次長)</p>	<p>事務局から1点申し上げさせていただきます。 一宮保健所事業概要でございます。これにつきましては、お帰りになられましたから、お時間のある時にご覧いただければと思っておりますが、疑問点等がございましたら、ご連絡いただければ、保健所から説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>何かご質問ご意見ございますか。よろしいでしょうか。 他にご意見ございませんので、これをもちまして議事を終了とさせていただきますと思います。 皆様のご協力により、議事が円滑に進みましたことを御礼申し上げます。ありがとうございました。 それでは事務局にお返しいたします。</p>
<p>事務局 (一宮保健所次長)</p>	<p>どうもありがとうございました。 閉会にあたりまして、一宮保健所長からごあいさつを申し上げます。</p>
<p>事務局 (一宮保健所所長)</p>	<p>本日は、大変重大な議題をご検討いただきまして、誠にありがとうございました。 また、引き続き、皆様方のご支援とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。 本日は、どうもありがとうございました。</p>
<p>事務局 (一宮保健所次長)</p>	<p>ありがとうございました。 これをもちまして、平成29年度第1回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議を終了させていただきます。 なお、10分程度の休憩の後、15時から若干の席替えをいたしまして、尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会を、引き続き開催いたしますので、関係の委員の皆様方につきましては、出席をお願いいたします。 それでは、本日はどうもありがとうございました。</p>